特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	子ども・子育て支援に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

大東市長

公表日

令和8年10月9日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法等に則り、幼稚園や保育所等に入所する教育・保育給付認定、施設等利用給付認定等の対象者の管理、利用者負担額の徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 ⑤給付費の支給等に必要な各種情報の照会
③システムの名称	子育て支援システム、幼児教育無償化システム、収納・滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム、マイナポータルサービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
教育・保育給付認定情報、施設等利用給付認定情報、児童台帳情報、市民税情報、宛名情報、収納・滞納情報

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表の127

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 情報照会　第2条の表155の項及び第157条 情報提供　実施なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉・子ども部こども家庭室
②所属長の役職名	こども家庭室課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉・子ども部こども家庭室　〒574-8555　大阪府大東市谷川一丁目1番1号　072-870-0474

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉・子ども部こども家庭室　〒574-8555　大阪府大東市谷川一丁目1番1号　072-870-0474

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合は本人から調査に係る同意を得た上で、住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人で誤りがないか確認している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹系システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。そのため、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	青木 浩之	鳥山 和郎	事後	人事異動による
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	鳥山 和郎	青木 浩之	事後	人事異動による
令和1年6月28日				事前	再実施
令和1年8月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法等に則り、幼稚園や保育所等に入所する支給認定者の管理、利用者負担額の徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会	子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法等に則り、幼稚園や保育所等に入所する教育・保育給付認定、施設等利用給付認定等の対象者の管理、利用者負担額の徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 ⑤給付費の支給等に必要な各種情報の照会	事前	幼児教育・保育の無償化に伴う既存システムの拡充による
令和1年8月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	子育て支援システム、収納・滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム	子育て支援システム、幼児教育無償化システム、収納・滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム	事前	幼児教育・保育の無償化に伴う既存システムの拡充による
令和1年8月29日	2. 特定個人情報ファイル名	支給認定情報、児童台帳情報、市民税情報、宛名情報、収納・滞納情報	教育・保育給付認定情報、施設等利用給付認定情報、児童台帳情報、市民税情報、宛名情報、収納・滞納情報	事前	幼児教育・保育の無償化に伴う既存システムの拡充による
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年2月14日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	子育て支援システム、幼児教育無償化システム、収納・滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム	子育て支援システム、幼児教育無償化システム、収納・滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム、、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年2月14日	Ⅳリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和5年2月14日	Ⅳリスク対策 8. 監査	[ ]自己点検	[○]自己点検	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子ども室	こども家庭室	事後	年次見直しによる
令和6年6月28日				事前	再実施
令和6年6月28日	関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第94項	番号法第9条第1項 別表の127	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第116項	番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表155の項及び第157条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年7月31日	「Ⅳリスク対策」>「8. 人手を介在させる作業」		「十分である」 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合は本人から調査に係る同意を得た上で、住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数人で誤りがないか確認している。	事前	新様式への移行に伴う項目の追加による
令和7年7月31日	「Ⅳリスク対策」>「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」		「 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策」 「十分である」 基幹系システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。そのため、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	新様式への移行に伴う項目の追加による
令和7年7月31日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表155の項及び第157条	番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 情報照会 第2条の表155の項及び第157条 情報提供 実施なし	事後	
令和8年10月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	子育て支援システム、幼児教育無償化システム、収納・滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム、サービス検索・電子申請機能	子育て支援システム、幼児教育無償化システム、収納・滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム、マイナポータルサービス検索・電子申請機能	事前	